

## 医療器具洗浄等業務委託仕様書

### 1 目的

医療器具洗浄等業務委託（以下「委託業務」という。）の目的は、外来診療或いは臨床検査の際に必要な医療器具及び検査器具（以下「医療器具等」という。）の洗浄をはじめ、医療器具等の整理や診療(検査)準備等の業務を行い、もって、外来診療及び臨床検査業務の効率的な実施に資するものとする。

### 2 業務場所

県立延岡病院（外来診療科の一部及び臨床検査科）

### 3 委託業務実施時間等

- (1) 外来診療科(内科外来、放射線科外来、泌尿器科外来、産婦人科外来、歯科口腔外科外来)

委託業務実施日及び時間等については、原則として、開院日【土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。】とする。ただし、外来診療業務の関係上、特に必要と認められる場合は、双方協議の上、勤務日を定めるものとする。

委託業務時間については、

① 内科外来

原則として、毎週水曜日の13時30分から16時まで及び毎週金曜日の13時15分から16時までとする。

② 放射線科外来

原則として、毎週月曜日14時15分から15時30分まで、毎週火・木曜日の9時から13時まで及び毎週水曜日の9時から12時30分までとする。

③ 泌尿器科外来

原則として、毎週月曜日の15時30分から16時まで及び毎週火・木曜日の15時45分から16時30分までとする。

④ 産婦人科外来

原則として、毎週月・水・金曜日の16時30分から17時までとする。

⑤ 歯科口腔外科外来

原則として、毎週月・水・金曜日の16時から16時30分まで及び毎週火・木曜日の16時30分から17時までとする。

- (2) 臨床検査科

委託業務実施日及び時間等については、原則として、開院日【土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。】とする。ただし、臨床検査業務の関係上、特に必要と認められる場合は、双方協議の上、勤務日を定めるものとする。

委託業務時間については、原則として、8時30分から17時15分まで（うち休憩時間は60分）とする。

#### 4 業務執行体制等

##### (1) 人員配置

###### ① 統括責任者・現場責任者

病院における当該委託業務に5年以上従事した経験を有する者を統括責任者、現場責任者として配置し、現場を統括する責任者として必ずどちらかを病院内に常駐させるものとする。

###### ② その他の従事者

委託業務の内容に応じ、業務の円滑な執行に必要な員数を配置するものとする。  
なお、委託業務従事者名簿及び緊急連絡網を作成し、受託後10日までに財務担当に提出すること。

##### (2) その他

業務委託先は、委託業務を適確かつ安全に行うとともに、日々の委託業務の遂行に支障を生じることのないような体制を構築すること。

#### 5 委託業務内容

委託業務の内容は、次の業務とする。

なお、委託業務の詳細については、双方協議の上定めるものとする。

##### (1) 外来診療科

###### ① 内科外来

ア 気管支ファイバースコープの洗浄業務

イ ポータブル気管支ファイバースコープの洗浄業務

ウ 吸引瓶(透視室壁設置分、ファイバー光源設置分)の洗浄業務

エ ファイバー通水用タンクの洗浄業務

###### ② 放射線科外来

ア ファイバースコープ(胃カメラ)の洗浄業務(内視鏡洗浄消毒装置使用)

イ アにおいて使用した器材の滅菌消毒手続等準備業務(中央滅菌室への依頼等)

ウ アにおいて使用した器具、物品等の消毒浸漬、洗浄及び整理(後片付け)業務

エ 透視室患者用スリッパの洗浄業務(毎週月曜日のみ実施)

オ 透視室及びアンギオ室におけるプロテクター(防護衣)清拭業務

カ 内視鏡用診療材料の在庫準備業務(吸引用チューブ切断による在庫製作及び整理保管、カメラ用シーツセットの組立による在庫製作及び整理保管)

キ 放射線科諸室内の環境整備業務{胃カメラ室内の水回りの清掃、患者等待合室及びドアノブ等の清掃、汚物室内の清掃、備品の除菌、透視室内の環境整備(検査台・マット・モニター・ロッカー内清掃、処置ベッドシーツ交換、ドアノブ等の清掃等)、患者用椅子の清拭等}

###### ③ 泌尿器科外来

ア 使用済医療器具等(硬性鏡、鉗子、ブジー等)の一次洗浄業務及び滅菌消毒手続準備業務(中央滅菌室への依頼等)

イ 使用済医療器具等の洗浄、消毒及び整理(後片付け)業務(処置台上の生食液残滓処理及び洗浄を含む。)

ウ 診療材料の在庫準備業務(泌尿器科カテーテル固定用絆創膏組立等在庫製作及び整理保管)

###### ④ 産婦人科外来

ア 使用済医療器具等(内診台汚水受、内診台座位部分のカバー及び膿盆等)の洗浄業務

イ 産婦人科外来諸室内の環境整備業務(清掃及び一般廃棄物の集約作業等)

###### ⑤ 歯科口腔外科外来

- ア 使用済医療器具等(診療セット内診療器具(ミラー、鑷子、トレイ等)、搬送セット内診療器具(吸引器、注射器、ラスパ、ヘーベル、Z鉤、持針器等)、その他単品診療器具(概ね100種類以上))の仕分け(分別)及び専用ケースへの入れ替え業務並びに当該器具の数量集計業務
- イ アで仕分け及び集計した器具及び数量等の専用端末への情報入力等業務(中央滅菌室への滅菌依頼に伴う事務処理用務)
- ウ ハンドピース洗浄(すすぎ洗いのみ)

(2) 臨床検査科(詳細は、別添「臨床検査科 洗浄業務」参照)

- ア 検査器具の洗浄、整理業務(検査済検体廃棄処理業務を含む。)
- イ 採血室の消耗品在庫確認及び発注業務
- ウ 病棟等における採血管準備業務
- エ 洗濯済み検査衣(白衣)の収納
- オ 臨床検査業務の補助業務全般

## 6 標準作業書・機器点検表・業務日誌等

- (1) 業務責任者は、委託業務を迅速かつ適確に行えるよう一定の質を確保するため、業務従事者の作業手順等について、必要に応じて標準作業書を作成するものとする。
- (2) 標準作業書は適切に管理し、必要時に開示できるようにしておくこと。
- (3) 機器点検表を毎日チェックし、月1回臨床検査科管理者へ提出すること。(臨床検査科のみ)
- (4) 委託業務の実施状況を確認するため業務日誌を作成し、速やかに外来看護師長(ただし、外来診療科副看護師長を経由のこと。)及び臨床検査科管理者へ提出すること。

## 7 その他

- (1) 業務従事者の異動等により、委託業務の引継が生じる場合は、原則として以下の事項に留意すること。
  - ① 引継は、後任者が円滑に委託業務を実施できるよう、約1箇月間程度の期間を設け、前任者の指導の下、委託業務を行うものとする。なお、この間必要に応じて外来看護師長及び臨床検査科職員が立会うこととする。
- (2) 業務委託先は、業務従事者に対し、労働安全衛生法に基づき年1回の定期健康診断を受診させ、結果を報告すること。
- (3) 業務委託先は、業務従事者の新規採用時において、ウィルス性肝炎(B型肝炎等)の検査を受検させ、抗体がない場合はワクチンの接種を行わせるなど結果を報告すること。
- (4) 自然災害、火災等の緊急時には県立延岡病院と協議の上、業務を遂行すること。